

令和4年第2回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年6月17日（金曜日）午前10時開議

開議

- | | | | |
|--------|---------------------------|--|-------|
| ○日程第1 | 議案第24号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第2 | 議案第25号 | 天城町税条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第3 | 議案第26号 | 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第4 | 議案第27号 | 天城町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第5 | 議案第28号 | 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について | 町長提出 |
| ○日程第6 | 議案第29号 | 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について | 町長提出 |
| ○日程第7 | 議案第30号 | 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について | 町長提出 |
| ○日程第8 | 議案第31号 | 天城町過疎地域持続的発展計画の変更について | 町長提出 |
| ○日程第9 | 議案第32号 | 令和4年度天城町一般会計予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第10 | 議案第33号 | 令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第11 | 議案第34号 | 令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第12 | 議案第35号 | 令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第13 | 陳情第15号 | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について | 委員長報告 |
| ○日程第14 | 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について | | |
| ○日程第15 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について | | |
| ○日程第16 | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について | | |

令和4年第2回天城町議会定例会議事日程（第4号の1）

令和4年6月17日（金曜日）

- 追加日程第1 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費
国庫負担制度拡充に係る意見書
（案）について 議員提出
- 閉会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	武田正光君	12番	前田芳作君
13番	平山栄助君	14番	柏井洋一君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	中村慶太君
社会教育課長	和田智磯君	総務課長	袴清次郎君
くらしと税務課長	関田進君	企画財政課長	福健吉郎君
けんこう増進課長	碓本順一君	建設課長	官山浩君
水道課長	野村秀行君	農政課長	山田悦和君
農地整備課長	大久明浩君	長寿子育て課長	森田博二君
商工水産観光課長	中秀樹君	選挙管理委員会書記長	米田俊朗君
総務課長補佐	宇都克俊君		

△ 開議 午前10時00分

○議長（柏井 洋一議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

その前に、昨日の松山議員の教育行政の中の奨学資金について、教育委員会総務課のほうから訂正があるということで、説明をお願いします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

昨日、私が松山議員からの答弁で一部誤りがありましたので、おわびして修正をさせていただきます。

天城町育英奨学資金の件です。奨学資金の償還が始まった件数、総額、滞納額等の説明で誤りがありました。償還が始まった件数が24件、総額1千98万5千円、うち滞納件数が14件、総額427万円です。修正させていただきたいと思います。

お願いいたします。

○議長（柏井 洋一議員）

松山議員、よろしいでしょうか。

○10番（松山 善太郎議員）

はい。

○議長（柏井 洋一議員）

直ちに、本日の日程に入ります。

△ 日程第1 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第1、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じまして、職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するために所要の改正を行

うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第25号 天城町税条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第2、議案第25号、天城町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第25号、天城町税条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方税法の改正に伴いまして、天城町税条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第25号、天城町税条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第26号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第3、議案第26号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第26号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布により、天城町国民健康保険税の賦課限度額の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから質疑を行います。

○10番(松山 善太郎議員)

保険税の限度額の引き上げですが、現在、加入者で何名ぐらい該当者がいるのか、取りあえず教えてもらいたいと思います。令和3年度で結構です。

○くらしと税務課長(関田 進君)

お答えします。

すみません。今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後で、後ほど報告提出させていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

これは限度額の引き上げですね。多分。今そういうように説明したと思うんですが、その限度額に該当する人が何名いるかぐらいはちゃんと押さえておかないと、質問もしづらくなりますよ。

税率、保険税の税率、どれぐらい所得があればこの65万までいくのか、現在の税率を取りあえず教えてもらえますか。これ3つに分かれている。ゆっくりゆっくりお願いします。

○くらしと税務課長（関田 進君）

保険税の税率についてお答えいたします。

保険税の税率については、所得割、均等割、平等割と分かれています。それぞれ所得割の医療分が8.8、後期支援分が3.4、介護分が2.6です。税率については以上です。

均等割については、医療分が一人、1万2千円、後期支援分が一人、7千500円、介護分が一人、5千300円。

続きまして、平等割、平等割については医療分が1世帯、1万6千円、後期支援分が6千500円、介護分が3千600円となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

聞いてみたいのは本当はここからなんですが、今ありましたいわゆる基礎額というのと、後期高齢者分の支援金ですかね、後期高齢者支援金の課税額というのがありますね。介護納付金の課税額というのがあります。それぞれ、所得割が8.8%、3.4、2.6、これは3つ全部合わせて、例えば私が所得が200万あるとしますね。簡単に。基礎が8.8、後期高齢者が3.4、介護2.6、合わせて約15%になるんですが、これに、この200万にこの15%を掛けたのが所得割になるという考えでいいですか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

その考え方でよろしいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

だ、そうです。となりますと、200万で大体所得割が30万になりますね。400万であると、400万ですよ、普通に400万、いろいろ控除して400万所得があった場合には、既に60万になるわけですよ。かなり税率が高いですね。考えると。これは400万ぐらい所得のある人はたまりませんよ。町民税はあなた方に取られるは、所得税は国に取られるは、こんなに高いものとは思っていませんでした。今言った均等割も同じ考えでいいですか。

均等割は人数掛ける幾らですけど、1万2千円、7千500円、5千300円、

これで大体2万5千円になります。2万4千800円、一人分で2万5千円という考えでいいですか。大まかにですよ。

○くらしと税務課長（関田 進君）

おっしゃるとおり2万5千円でよろしいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

ということになりますと、二人いるとこれで既に5万になりますね。二人世帯であると。

さっきの400万あるものとして、15%、60万ですね。これでちょうど65万ですよ。先ほど言った平等割、家1件に幾らというのが、1万6千、6千500、3千600ですから、これが2万6千になりますね。たった一人いても5万プラス2万6千で、7万6千は均等割と平等割であるわけですね。軽減は別ですよ。軽減は考えないで7万6千でですね。

あと所得割で65万になるといったらおかしいんですけどね。なるためには58万もあればいい。15%の58万だから、400万いかないでも限度額になるんですが、これでいくと、限度額はかなりいるという、かなりの数が限度額いらっしゃると思うんですが、どうですか。昔々は何名かしかないんですよ。限度額は。

今は、こういった計算でいくと、税率がこんだけ上がっていると限度額を超えている方がいっぱいいるような気がするんですが、勘ででも何名ぐらいいるか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

お答えいたします。

ただいまの限度額が、該当する方が何名いるかにつきましては、また調べさせていただきますと思いますし、（「勘で」と呼ぶ者多し）すみません。令和3年度につきましては、今の該当する限度額に当たる町民の方は該当なしということです。

○10番（松山 善太郎議員）

課長ね、該当なしといわれると、何か異様な感じがしますよ。私たち、幾らぐらい払っていますか、40万超えとるんじゃないかな。年金が200万弱、議員の給料が300万、給与控除の後、40何万か50万ぐらい払っているような気がするんですが、違いますか。それで限度額以内という人はおかしいですよ。

例えば、1千万ぐらい、分かりやすく子牛を1千万ぐらい出している人がいますね。所得率50%、50%ないかも分かりませんが、所得率40%としても400万ですよ。目の前で65万にはなりますよ。それはないということはないと思いますけどね。限度額が。

○くらしと税務課長（関田 進君）

すみません。説明不足のところがありました。令和3年度におきまして、所得額が、基本になる額が所得740万円となります。その740万円から抽出しますと、令和3年度におきましては該当が、該当なしということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

余計分からなくなった。要するに、所得額が740万以下の人は65万にはしないということですか。500万あろうが、600万あろうが、今言ったのがその740万は何ですか。もう一回。

○くらしと税務課長（関田 進君）

お答えいたします。

この740万につきましては、住民税申告、確定申告等における収入がありまして、そこから控除等をした額の残りの所得、所得といいますか、課税標準基準額といいますか、そういうことであります。

○10番（松山 善太郎議員）

あんた、課長ね、あんた実際に自分で所得から税率掛けて計算なんかやったことあります。何か答弁がおかしいよ。課税標準額、課税基準額はありますよ。もちろん。740万からこれが収入としますね、740万。これから経費を引くいろいろ。給与であれば給与控除がある。それを引いたら500万になるか、400万になるか分からん。たとえ、740万から400万になっても、所得割だけで60万になるんじゃないの。15%だから。所得割の税率が。その740万を出してくる自体が、よく分かりませんがね。収入だなんてのが100万もいれば、1千万もいるわけだから。その740万を出してくる自体が分からない。

○議長（柏井 洋一議員）

松山議員、しばらく休憩して。しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時24分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（松山 善太郎議員）

多少勘違いをしていました。介護分というのは40から64の人にだけかかるそうです。となりますと、所得割の2.6、均等割の5千300、平等割の3千600、均等割、平等割で1万、あと税率の2.6、これは40以下、64以上はかからないそうです。介護納付金は。ということで、税率が少し下がります。そういう具合になります。

先ほどの740万という数字は所得割、いわゆる所得割だけで65万になるという計算だそうです。740掛ける8.8だそうです。で、この740万という数字があるそうです。740万、740万掛ける健康保険の税率で、そういった説明は、それは740万は分かりました。しかし、後期高齢者の3.4がありますので、8.8の計算ではないわけですね。65万になるには、この基礎と後期高齢者の14%が残るわけですので、65万、そのまた65万には先ほど言いました均等割と平等割の4万、4万があるわけです。

ですから、740万が必ずしも目安ではない。これには人の数とか、世帯とか、あと8.8でなくて、後期高齢者分の3.4があるということだそうです。去年は一人だけいたんですけど、転出していなくなったということですかね。いそうな気がするんですけどね。後でまた、申告書でもゆっくり見せてもらいたいと思います。

これは後期高齢者分と、介護納付金は17万というのが据え置きになっていますが、これはやっぱり40から64までという、年齢が限られているから引き上げになっていないんですよ。理由は。何か別に理由がありますか。この介護納付金の課税額は17万のまま据え置きになっている。上の2つは63が65、19が20に上がってもう一つ下に介護納付金があるんです。これはそのまま据え置きになっているけど、17万、17万でこれは何か特別な理由でもあるのか。なかったらなくて結構です。

○くらしと税務課長（関田 進君）

お答えいたします。

特に理由はないと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

もうちょっと気の利いた。多分、政治的な思惑があるとか、選挙前に何もかも上げたらやばいからとか、余計な話ですが、要するにその介護分を除いても、かなり税金が高いですね。例えは悪いんですが、お母さんと子供が二人いるとします。150万ぐらい給料、今役場で200万もらっていますからね、これが給与控除で幾らになるか分かりませんが、120、30万になったとします。これ10%で12%ぐらいですからね。100万あっても12万ぐらいかかるわけですよ。二人であると均等割が2万4千、平等割が1万6千、4万、考えても怖いような税金ですよ。200万ちよい給料もらったら14、5万ぐらい取られる。健康保険、もろに払っていけばですよ。介護の分を除いて、ここら辺はやはりどうしようもないわけですよ。減免も基準が決まっていますからね。減免も勝手にするわけにもいけないし。

できるだけ、税金が、追っかけっこになりますけど給料上げたら税金も少しは上がります。給料の上があった分もろに上がるわけじゃありませんので、総務課長に昨日に話をぶり返しますが、会計年度の職員の給与をやっぱりもうちょっと見直してもらったほうが、こういうのもありますよと、15、6万も税金取られますよと。その役場の給料から、健康保険税はね。町民税は均等割ぐらいで多めに見れるけど、これはもう税率が決まっているから、安くできないわけですので、それを見ていて気がついてしつこく聞いております。最後は、その会計年度の職員の給料ももうちょっと見直したほうがいいんじゃないかなということです。

時間を取らせました。申し訳ありません。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第27号 天城町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第4、議案第27号、天城町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第27号、天城町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条

例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、予防接種法第15条2項に基づきまして、天城町予防接種健康被害調査委員会の組織について、その一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、天城町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第28号 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第5、議案第28号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第28号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等を勘案し、職員の期末手当の改定を行うものでございます。

専決処分の承認について、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、総務課長もうちょっと分かりやすく説明してもらえますかね。例えば「100分の127.5」を「100分の120」に「107.5」を「100」に、3項中、これは一緒ですかね、違いますね。「100分の72.5」を「100分の67.5」とかありますけど、これは管理職とか一般職とか、分かっているような気がするんですが、見たら。17条第2項第1号中「100分の112.5」を「100分の115」とか、これはどのような職員が該当するのか、期末手当というのは分かりました。

○総務課長（袴 清次郎君）

町長の答弁にもございました。これについては令和3年人事院勧告による給与条例の改正でございます。例年でありますと、11月中に国会において審議され、12月期末手当で調整をいたしておりましたが、この国会が年明け2月までずれ込み、この6月期末手当で減額調整をするものであります。

期末手当の年間引下げ額が0.15月分であります。4.3となりますが、一般職につきましては1.275から1.2、管理職1.075から1.0、再任用職員0.725から0.675、年間0.15引き下げを行うものであります。この条例の中では6月期と12月期2分の1ずつ引き下げをいたしたいと考えております。

例でいいますと、課長級、扶養一人の職員の場合、減額分が約9万2千200円ほどとなります。係長級で扶養3名の職員6万9千円ほどになります。前年度、主事級ですね、主事級で単身職員の場合は4万円程度の減額分となりますが、これを6月期と12月期に2分の1ずつ減額をする計画をいたしております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、課長が、管理職が100分の100になるわけですね。期末手当はね。これを後の勤勉手当かなんかで調整しているよね、一般職と一緒にするように。そこもちょっと、説明してもらえません。

○総務課長（袴 清次郎君）

勤勉手当の率であります。一般職員については0.95、管理職1.125でありますが1.0でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これずっと条例を見ていたら、管理職が少ないわけですね。この最初のとこだけ見たら。でしょう。120と100だから。もう一回言いますよ。一般職は1.2だ。これね、改正後よ。ここで、課長は1.0なわけ。そういった見方でいいで

すよね。違う。期末手当だけよ。

○総務課長（袴 清次郎君）

期末手当はおっしゃるとおり1.0です。勤勉手当が1.15。

○10番（松山 善太郎議員）

やはりこれを見てみると、どうしてこんなややこしいことをするんだろうと思うんですけどね。ただし書きをつけて管理職は後で勤勉手当で調整していく。大体同額になるように、ですよね。ここでは、もう一回言いますよ。一般職は1.2なんだ。要するに、40万給料をもらってれば48万、同じ40万もらっていても管理職はこの期末手当だけを見ると40万しかない。だけど、勤勉手当で率を違えて調整している。国の役人のやることはよく分からない。どうしてこんな面倒なことをしたのか分からないんですが、下のほうに行きますと一般職は同項に規定する合計額を総額とすると。要するに給料プラス扶養手当で計算しなさいよとなっている。条例を改正していないものだから、もともとの条例が残っている。管理職はそれに地域手当をプラスしなさいとなっている。ここら辺でかなり調整しているんだ。

昔、地域手当というのがありましたよね。町長、覚えていますよね。地域手当がありました。そこにいる大吉議員がなくなりましたんですけどね。だから、管理職はもともとは地域手当というのが、期末勤勉の基礎額になって優遇されておるんだと、一般職よりは。一旦下げたように見せる。ところが勤勉手当に来ると、地域手当も入れて計算しなさいってなっているんだ。

結論は、ここに給料の月額及びこれに対する地域手当というのがまだ条例に残っている。これを消してもらえませんかというのが、最後のあれです。どうですか、これは消すべきだと思うんですが。地域手当自体がもう条例の中に項目がないわけですからね。ここは、改正したほうがいいと思いますが。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました地域手当、条例上残っておりますが、実際は支給はいたしておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

ちょっと待って、タベ確認したけど条例に地域手当というのがある。ないよ、地域手当は。支給していないんじゃないかと、俺、消えているような気がするんだけど。タベ例規集見たんだけど。

○総務課長（袴 清次郎君）

訂正をいたします。もともとあったものを改正し、なくしております。したがって、支給はいたしておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

ここを、その文書も少しおかしいんだ。給料の月額というのをその同項に規定する合計額となる。この合計額は扶養手当プラス給料だ。これは一般職の分ね。管理職は同項に規定する合計額、給料プラス扶養額に給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額になっている。この給料の月額というのも余分1回にまた入っているんだ。だから、ここら辺をよく見て、この地域手当と一緒に給料の月額というのも余分な文言になっているから、ここを同時に見直してください。

○総務課長（袴 清次郎君）

ただいまご指摘のあった点につきましては、しっかり精査した上で現状に応じて改正等、また提案したいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

以上です。（「これ下の問題は削除して」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

じゃあ、削除します。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

△ 日程第6 議案第29号 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第6、議案第29号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第29号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和3年人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の期末手当の改定を行うものでございます。

専決処分の承認についてご審議をお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

△ 日程第7 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第7、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求め

る件について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、天城町では人権擁護委員は3名で活動してまいりました。その活動の充実のため委員の増員をしたく、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めようとするものでございます。

推薦しようとする者の氏名は島武昭氏、推薦しようとする者の生年月日は昭和30年6月4日生まれ、推薦しようとする者の住所は大島郡天城町大字平土野8番地1、推薦しようとする者の略歴は別紙のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑ではありませんが、履歴の、学歴のところに履修生と、申し訳ありませんが、こういったことは分かりませんので、町長この履修生というのはどういうことですか。まだ勉強中ということですかね。終わったということですかね。履修というのは終わったということですか。

○総務課長（裨 清次郎君）

人権擁護委員、天城町、現在3名です。法務大臣が定数を定めることになっており、5千人を超えて1万人未満までは4名までお願いすることができますが、今ご質問の履修生、これについては現在進行形で学んでいるという意味だと認識をしておりますので、この方、既にその課程は終えております。ですので、この履修生という文言は修正をすべきだと思います。させていただきます。

○10番（松山 善太郎議員）

また余計なことを、ちなみに非常に、一緒に机と並べたこともあるんですが、真面目過ぎるぐらい真面目な男ですので、人権擁護をやり過ぎるんじゃないかなと思うんですが、ぜひ頑張らせてやってください。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加資料配付のため、しばらく休憩します。11時より再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長(柏井 洋一議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第8 議案第31号 天城町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第8、議案第31号、天城町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第31号、天城町過疎地域持続的発展計画の変更について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの期間に係る過疎地域持続的発展市町村計画を策定しましたが、その内容の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項に準用する同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番(松山 善太郎議員)

これは何ですか。今配ったのは。

○企画財政課長(福 健吉郎君)

お答えいたします。

事前に議案配付したものの、本文が70ページあります。それと、後ろのほうに事業計画のみの新旧対照表を添付しておりました。しかしながら、その本文中も箇所箇所変更を加えておりますので、今お配りしたA3の2枚の表が本文中の新旧対照表ということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

要するに、この中の黒っぽくなっているところを、これに抜粋したということではないんですか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お配りしたその本文中の黒塗りはもう変更後の表現ということで、ちょっと新旧対照表分かりづらいんじゃないかなと思って、新旧対照表を提出させていただきました。赤い場所が変わった場所でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

せっかくですが、課長に3ページを見てもらえますかね。3ページの真ん中です。天城町における過疎の状況というのがあります。ここに入っている数字ですが、あなたが今お配りになった一番上の5ページの1行というこの表ですよ。この表の数字をここに文書になっているんですが、できれば、これからは次もしやる時はここもついでに変えたほうが、私であればいいと思うんですがね。ここにせっかくこういう具合に令和2年というのを出したわけですので、この表の中は平成27年になっているわけです。この表がなかったら別ですよ。この表がありますからね。ここは文書の中もそのように直してもらったほうが分かりやすかったなということですよ。

8ページをお願いします。

この間も言ったような気がするんですが、私がどうも、私が勘違いしているんですかね。8ページの農道です。農道の延長が6万1千と6万5千ありますね。1ha当たりの農道の延長というのが11.97、13.59となっています。これは、私が勘違いじゃなかったらいいんですが、私のところの耕地が大体2千ですね。6を2で割ると3という数が出てこんといけないと思うんですが、ここはこれでいいんでしょうかね。前もなんか言ったような気がするんですが。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今、耕地面積2千200という数字でございます。そのうち65kmということでございます。確かに割ると29%ってなるんですが、この辺はもう少し精査させていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

精査も何も、その前の22年を見てごらん。大体合っていますよ。4万1千の20は。2千100で割ったら、大体こんなもんだ。その前も2万6千だから、ここは11.7になっているけど、ここも大体そんなには違ってないよ。2を掛けたら23になる、次は2を掛けたら40になる。ここまであっているんだ。何で、ここだけこんなになっているのかねということです。こういうのあまり、ぱっと見て分かるような間違いは、しないようにしないと、これをもらう人も、県の職員がもらうか、誰がもらうか分からんけど、そういうのはもうあっているものと思ってやっているはずですので、そういったことがないようにお願いをしておきます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、天城町過疎地域持続的発展計画の変更について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第32号 令和4年度天城町一般会計予算補正（第1号）について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第9、議案第32号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第32号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第1号）につい

て、その提案理由についてご説明申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2千81万4千円を追加し、予算総額を64億8千311万8千円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、地方特例交付金で115万9千円の減額、国庫支出金で6千599万2千円の増額、うち地方創生臨時交付金が7千326万9千円となっております。

県支出金で1千590万円の減額、寄附金で309万9千円の増額、繰入金で172万3千円の増額、町債で3千320万円の減額となっております。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正を含めまして、議会費で183万3千円の減額、総務費で3千969万1千円の増額、民生費で1千180万7千円の増額、衛生費で843万8千円の増額、農林水産業費で3千146万8千円の減額、商工費で487万1千円の増額、土木費で1千490万5千円の減額、消防費で439万4千円の増額となっております。

地方創生臨時交付金を活用した主な事業費としましては、衛生費でステイホーム応援ごみ袋配布事業費（地創臨）第二弾303万2千円、商工費で鹿児島県時短要請協力金給付事業負担金384万1千円、消防費で消防感染症対策事業費178万2千円、教育費で公立学校衛生環境整備事業90万円を計上しております。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

お願いがありますがね、審議をスムーズにいくために、各課、予算書はずっと順序よく並んでおります。各課長さん方にまずお願いですが、100万以上とか、新しく始まった事業とか、教育委員会みたいに丸々なくなった事業とか、予算書の順番にまず簡単に、簡単にですよ、説明してもらえたらあちこちの何ページ、何ページ、言わないで済むと思うんですが、そういう具合にお願いできませんか。各課で上から順番、予算書の100万以上とか、新しく始まったとか、教育委員会のどこかの遺跡みたいに丸々なくなったとか、そういったところだけ簡単に説明してもらって、それで納得ない方に質疑してもらったらどうですかね。そっちのほうが面倒くさいかな。今までどおり行ってもいいですよ。どんどん。

○6番（大吉 皓一郎議員）

そしたら、一人一人聞きたいところもありますので、いいですか。許可を得ましたので。

まず、歳入のほうですけど、国庫補助金のところから行きまして土木費、これ 8 ページです。8 ページの建設課関係のところがありまして、どうも減額したり増えたりするところの 8 ページ、土木費、国庫補助金、そのところですね、道路維持、住宅、補助金。

次に、10 ページ、10 ページのところもその関連事業のところ、舗装費になったり、25 ページのところ、26 ページのところですかね、メンテナンス事業、三角になっております。940 万、そういったところをまずお願いします。

それと、ページ 25 ページの道路管理における維持費の委託料が減っておりますが、まず関連事業、これ関連しとると思いますので、よろしくをお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

まず、8 ページの歳入の 14 国庫支出金の項 2 国庫補助金、目 6 の土木国庫補助金、その 1 道路橋梁補助金舗装修繕事業補助、マイナスの 1 千 1 46 万 6 千円でございます。その下の道路メンテナンス事業補助、この 2 件とも国の内示の減額によるものになります。

続きまして、その節の 2 住宅費補助金、公営住宅等整備事業補助金のプラス 936 万 4 千円、下の公的の 218 万 8 千円、これも内示による増額によるものでございます、これを受けまして 26 ページの土木費の道路橋梁のほうの、まず 8 の道路橋梁費の 25 ページのほうから行きます。4 の舗装修繕事業費の本工事費を 1 千 638 万円減額しております。

同じく道路メンテナンス事業調査設計業務委託 940 万円の減額です。これは道路メンテナンス事業は橋梁の設計委託を 3 件予定していたんですが、2 件内示で切られましたので、1 件だけの設計委託になります。

以上です。失礼、すみません。失礼しました。あと、県道の維持保守事業における報償費が 180 万増えております。重機借上 30 万増えております。この 2 つを足しまして、環境整備委託のほうで 210 万円減額して、それを報償と重機借上に振り分けてあります。これは、先般、入札したんですが、1ヶ所だけ不調に終わったということで、委託発注ができないということで、短期報償と重機借上で個々に場所場所においてこの後半路線は県の道路の維持を進めていくということにしております。

○6 番（大吉 皓一郎議員）

早口でちょっと分かりにくかったんですけど、内示がなかったということで、ここ辺りどういう努力をされておったんですがね、そういう計画するときこれぐらいできるとして予算を上げたんですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

内示は、道路事業においては県のほうで、舗装修繕事業においては県のほうで一律に整備計画を取りまとめて国のほうに1年前に要望を出しております。その全体的な県に対する内示が低ければ各市町村にその割合で切られることとなります。あと、道路メンテナンスにつきましては、今まで調査の結果、危険度がレベル3、4のものを設計するという事になっているんですが、調査の具合によっては4だけを設計してくださいというふうに国のほうから言われることもありますので、今回はそれでレベル4だけの設計になったということです。

○6番（大吉 皓一郎議員）

今、非常に地方にも目をあてるような都会集中じゃなくて地方のほうに人を帰すような方向も国もやっておるんですけど、こういったことも整備ができてくるんじゃないかと私は思っておったんですけど、なかなか予算を見ると非常に逆行しているような感じがしまして、残念です。

また、我々も町を挙げて執行部側も少し予算を上げるように、陳情もまたしていかなくちゃいけないなと考えておるんですけど、この県道の整備費ぐらい、これ210万落ちとるんですけど、ここ辺りはどことかいうあれがあるんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

県道の除草の委託を北部と中央南部ということで、2つに分けて委託の発注を今までしておりました。今回はその中央南部のほうが入札不調でありました。ということで、短期報償と重機に組み替えてあります。

○6番（大吉 皓一郎議員）

じゃあ、不調に終わったところは現場でやることはやるでしょう。

○建設課長（宮山 浩君）

もちろん県のほうから年に2回プラスアルファで除草をしてくださいということでもいただいているお金でございます。必ず全線を年に2回プラスアルファで除草をいたします。

○6番（大吉 皓一郎議員）

それで安心しましたが、南部のほうにあまり除草とか木のかぶりが多いのになかなか非常に進まないというところがあるものですから、非常に、危険やら83号線を今度やるから押さえたのかなという感じを私はちょっと感じとっただけですけど、また鋭意努力されて管理のほうも県のほうにそういうふうに陳情してみてください。我々もなるべく向こうのほうに足を運んでいろいろ相談をしてみたいと思っております。

それと、社会教育課のページ9ページ県支出金、これの補助190万、これの件

でどういう手立てでこういうふうになったんですか。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

資料のほうは9ページ、15県支出金、2県補助金、6教育費県補助金の社会教育費補助金になります。戸森の線刻画見学環境整備費事業県補助金ということで1千900万減額となっております。昨年度県地域振興事業のほうに9月のほうに要望書の提出をしておりましたが、3月のほうに事業のほうが不採択という結果となりました。それで、1千900万減額しております。

あとは、それに関連しまして10ページのほうの一番下のほうの過疎債320万が減額となっております。それに関連いたしまして、歳出のほうですが、資料のほうは30ページになります。

よろしいでしょうか。30ページのほう10教育費、6社会教育費、目10戸森の線刻画見学環境整備費事業費ということで、ここで実施設計委託230万と工事請負費2千万も減額させていただいております。補正前の額といたしまして4千225万2千円ありますが、減額しまして1千995万2千円、予算のほうを残していただければと思います。この中で、水道の引き込みと駐車場の整備だけはどうしてもこのほうでやっていきたいということで、お願いしたいと思います。

○6番（大吉 皓一郎議員）

ここを整備してトイレを造ったりするというのはどの程度で出来るのか、そこ辺り形の見えるところ、以前説明しましたね、この議会でも線刻画のところトイレを造るとか、舗装するとか、これがなくなったわけですか。

○社会教育課長（和田 智磯君）

減額になった部分はトイレ建築設計、あと駐車場の引き込み等、ものを改めて計算いたしまして、また歳出のほうで残してやるという形になります。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

今の戸森の線刻画の事業ですが、地域振興推進事業で要望を上げておりましたが、不採択となりました。その不採択となって、丸々4千500万ぐらいだったかと思いますが、全くやらないのか、それとも町単独事業でも行うのかという議論もさせていただいて、結果的に町単独事業で駐車場等の整備は行いたいということになりましたので、その分は予算に残してあるということでございます。約2千万ほどだったかと思います。

○6番（大吉 皓一郎議員）

教育長、出張など鹿児島、年に何回ぐらいありますかね。

それと、こういう大きな事業を進めておるんですから、県教育長あたりにいって、

よくあなたは鹿児島のところにおられたから知り合いも多いし、非常に話がしやすいと思うんです。県庁に行き易いし、そういったことはされませんでしたかね。

○教育長（院田 裕一君）

過日も一遍行かせて、出張のついでにですね。ただ、文化財関係を直接まだ行っていませんので、あと教職員課とか、いろいろほかの課は随時回るようにはしていましたので、また今後、今議員のそういうご指摘というか、私としてもぜひいろんなところでまた努力していきたいなと思っております。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第33号 令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第10、議案第33号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第33号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ67万6千円を追加し、予算総額

を8億5千46万9千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、繰入金67万6千円の増額でございます。

歳出につきましては、諸支出金67万6千円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

この償還金について、どういった性質のものなのか、説明をお願いします。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

介護保険事業補助実績が確定しまして、それに伴う返還金となっております。

以上です。

○10番（松山 善太郎議員）

補助金の返納かどうかと、いつまで返しなさいというのがあるのかどうか。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

たしか7月いっぱいだったと記憶しているんですが、すみません。ちょっと確実ではないので、あとでまた正確な期日をお示ししたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

補助金もらい過ぎてたの。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

令和3年度に頂いた補助金と令和3年度の事業の実績を精算した結果、67万6千円の返還金が発生したということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

期限を聞いているのは、健康保険とかこの小さい金額の補正がよく出るんですね。これまとめてできるものであれば、まとめてやったほうがいいのかなという気がしたものでね。ちょこちょここういった100万とかそんな金額で補正が出ますが、6月もまた多分、9月も出るはずですよ。9月にまとめてできるものであれば9月にやったほうがいいんじゃないかということです。気をつけてもらいたい。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

補助のメニューが、例えば介護ポイント事業であったり、保険者機能強化補助であったりメニューがそれぞれ違って、実績の時期がずれるという現状はございます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第34号 令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第11、議案第34号、令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第34号、令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）について、その提案理由のご説明をいたします。

歳入歳出予算に3万2千円を追加し、予算総額を7千891万4千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、受託事業収入3万2千円の増額でございます。

歳出につきましては、総務管理費3万2千円の増額でございます。

以上、ご審議ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第35号 令和4年度天城町水道事業会計補正予算
（第1号）について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第12、議案第35号、令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは議案第35号、令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、人事異動に伴い職員給与費125万4千円を減額し、水道
事業費用を総額2億394万6千円に定めようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 陳情第15号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第13、陳情第15号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

これより委員長の報告に入ります。総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。昇健児君。

○総務文教厚生常任委員長（昇 健児議員）

陳情第15号、総務文教厚生常任委員長報告。

ただいま議題となりました、陳情第15号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月14日全委員出席のもと、委員会を開催し、付託を受けました、陳情第15号の審査を行いました。

審査過程で陳情の趣旨、理由はいずれも本町の将来を担う児童生徒に必要な問題であり、賛同し採択すべきではとの意見が多数を占めました。

採決の結果、賛成全員でこの陳情第15号は採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第15号の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（柏井 洋一議員）

これから陳情第15号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第15号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、陳情第15号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第14 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第14、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第16 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第16、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

○議長(柏井 洋一議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程についてお諮りします。お手元に配付したとおり、追加日程第1を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程表のとおり日程を追加することに決定しました。

△ 追加日程第1 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)について

○議長（柏井 洋一議員）

追加日程第1、意見書第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）についてを議題とします。

この意見書（案）について、趣旨説明を求めます。

○5番（昇 健児議員）

意見書第1号の趣旨説明。

意見書第1号は、各関係機関に提出するものです。

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから意見書第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本定例会で付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和4年第2回天城町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 柏井 洋一議員

天城町議会議員 武田 正光議員

天城町議会議員 前田 芳作議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員